

～市内中小企業の採用活動を支援します～

長崎市採用活動支援補助金

将来の長崎市を担う若年者の地元への就職・定住の促進を図るため、市内中小企業の採用活動に係る経費の一部について支援します。

補助対象者	次の要件をすべて満たす方 1 市内に本社又は事業所を有する中小企業者等であること※1 2 市内での就業および居住を目的として若年者を採用しようとするものであること 3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の営業許可の対象ではないこと 4 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
補助対象事業	1 ホームページ作成支援事業 2 インターンシップ参加促進事業 3 職場環境向上支援事業 4 アピール力向上支援事業
補助対象経費	1 採用情報の充実を含むホームページの作成または改修に係る経費 2 県外に居住する若年者をインターンシップに参加させるために要する旅費、宿泊費 3 職場環境向上のための研修会の講師謝金、旅費等 4 企業面談会、企業研究会等における自社をアピールするための装飾物を作成するための経費
補助率	補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て） ※1会計年度につき上限20万円
申請期間	平成31年4月1日～令和2年2月29日まで ※受付け順で補助金の交付審査を行い、予算が無くなり次第、募集を終了します。
申請時提出書類	1 補助金交付申請書 2 補助事業（収支）計画書 3 登記事項証明書 4 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書 5 申請する経費の根拠となるもの（参考見積書等）
様式入手先	【長崎市ホームページ】 事業者・産業振興→雇用・労働・産業人材育成→雇用・労働関連のお知らせ http://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/340000/341000/p031467.html
お問い合わせ	長崎市商工部産業雇用政策課 雇用促進係 〒850-8685 長崎市桜町4-1 商工会館4階 TEL 095-829-1313 FAX 095-829-1151

※1：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者